

手続名
国民健康保険特別療養費支給申請手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課 健康保険係（049-251-2711 内線320）

手続説明

- ・ **概要**
被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が保険医療機関等または指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、その費用について、特別療養費を支給する手続です。
- ・ **要件**
被保険者資格者証の交付を受けている被保険者で、保険医療機関または指定訪問看護事業者で療養を受けた場合
- ・ **提出期限**
療養の費用を支払った翌日から2年間

必要書類

- ・ **マイナンバー確認書類と本人確認書類**
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・ 国民健康保険被保険者資格者証
- ・ 療養に関する領収書
- ・ 口座番号のわかるもの

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika ku_kyufu/2010-0510-2112-138.html

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり